

令和5年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会 会議議事録（会議概要）

日 時 令和6年2月27日（火）午後3時～午後4時37分  
場 所 四街道市役所 本館3階第2委員会室  
出席者 出席委員：椎名委員、日野委員、新村委員、富樫委員（4名）  
欠席委員：石川委員、小笠原委員（2名）  
事務局 木村総務課長、服部総務課長補佐、金子情報公開室長、菅原主査  
公開・非公開の別 公開  
傍聴人 0人

会議次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
  - (1) 委嘱状交付
  - (2) 課長挨拶
3. 委員長選出
  - (1) 委員長選出
  - (2) 委員長職務代理者指名
  - (3) 委員長あいさつ
4. 諮問
5. 議事
  - ・議題1 令和5年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価
  - ・議題2 令和5年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価
  - ・議題3 令和5年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価
  - ・議題4 令和6年度 市民参加手続の実施予定の評価
6. その他
7. 閉会

会議の内容

—— 1. 開会 ～4. 諮問 については議事録省略 ——

3. 議事

日野委員長 それでは、議事に入ります。  
資料No.1から、事務局の説明をお願いします。

- 議題1 令和5年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価
- 事務局（菅原） 【資料No.1 四街道市地域防災計画の改訂①】の概要説明  
日野委員長 ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
- 日野委員長 私からお伺いします。  
資料3ページで、行政活動の名称に①とついていますが、②、③と続く予定があるのでしょうか。
- 事務局（菅原） 今後におきまして、四街道市地域防災計画の改訂②について、皆様にご審議いただくことを予定しております。  
本行政活動を所管する危機管理室としては、あらかじめ2段階での計画改訂を予定しており、②については今回とは異なる内容の改訂となるものと伺っております。
- 日野委員長 わかりました。  
なお、市民参加手続としてワークショップを開催し、意見が計18件出たとのことですが、それに対して、パブリックコメントでの意見提出数は0件とのことです。  
この点についてどう評価するか、ということですが、パブリックコメントに限らずワークショップのような参加型の企画を用意するということは、市民参加の機会として非常に有効であると実感しました。
- 日野委員長 もう1点よろしいでしょうか。  
資料4ページの市民参加手続について、「市民会議への市職員・有識者等の関与」とあります。防災士の方にご参加いただいているとのことですが、これは、防災士協会への働きかけ等を行ったのでしょうか。
- 事務局（菅原） 市の職員が、防災士として登録されている方に直接お願いしたものと伺っております。
- 日野委員長 市民会議を行うにあたり、そのような専門的な知見を有する方に参加していただき、参加された市民等の方がその知見を参考にできるというのは、ありがたいと思います。
- 事務局（菅原） 会議の内容によっては、市民等の参加者に全てお任せするのではなく、

市の職員が入ることで円滑に進むこともあるでしょうし、今回のように専門的な知見を有する方にご参加いただくことで会議を円滑に進行できる場合もありますので、各担当課において様々な工夫を考えて市民会議手続を実施しているものと考えております。

日野委員長           ありがとうございます。  
その他、委員の皆様方から何かございますでしょうか。

>特になし

日野委員長           それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題2           令和5年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

日野委員長           それでは議題2に入らせていただきますが、議題2は適用除外の案件ですので、原則として事務局の説明を割愛し、委員の皆様からのご意見、ご質問をいただくこととしたいと存じます。  
ただし、本部会の意見が付されている資料No.4については事務局から補足の説明をいただく必要があると思われまますので、先に説明をお願いします。

事務局（菅原）       【資料No.4 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

事務局（菅原）       市民参加推進本部コメント欄の記載内容についてご説明させていただきます。  
適用除外とする案件については、行政活動の実施前にその旨を公表しなければならないところですが、失念しており、行政活動の実施後にその事が判明したため、事後的に公表を行ったものです。  
このため、庁内の審査機関である市民参加推進本部におきましても、「適用除外とする旨の公表を速やかに行うべきだった」とのコメントが付されました。

事務局（菅原）       なお、本案件につきましては、新村委員より事前に「公表が遅れた理由、又はその事情について」ご質問をいただいておりますので、ご説明させていただきます。  
担当課に聴き取りを行いましたところ、本案件の公表にかかる決裁は

適切な時期に行われていたところですが、その後、実際に公表を行う前に、内容を見直す必要が生じてしまい、それに伴って事務が煩雑となったことから、公表を失念してしまった、とのこと。

総務課長

事務が煩雑であることは理由とはなりません、本案件のように全国共通の制度に関する条例につきましては、改正の必要が生じた際に国から条例の改正案が参考例として示され、その例に沿って改正を行うのが通例です。

この度の改正におきましては、12月議会へ当初の議案として提出する準備をしている段階で、国が示した例に誤りがあったとの連絡が国からあったため、急遽修正を行った上で追加議案として提出することとなった経緯があり、担当課において手続の進め方に混乱を生じてしまったものと思われま。

日野委員長

再発防止策などは検討されていますか。

事務局（菅原）

まず一点目としまして、市民参加手続の取りまとめを行う総務課において、担当課から公告文の写しの提出を求めるなど、担当課とのコミュニケーションを緊密にし、手続の進行状況についてのチェックを行っていくこと。

二点目としまして、過去の事例を参考とした「市民参加手続に係る公表のチェックポイント」という資料を作成し、決裁権者や事務担当者向けに配布しているところですが、この中に適用除外の公告に関するチェックポイントを追加し、庁内における周知を図っていくこと。

以上の二点が、事務局として検討している改善策です。

日野委員長

ありがとうございます。

チェックシート内のチェック項目の追加と、総務課へ写しの提出を求めることでチェック体制を強化するということですね。

本来であれば所管課がしっかり確認していただくのが一番だと思いますが、総務課の負担が重くなり過ぎはしませんか。

総務課長

この案件以前から、所管課の起案状況の確認を行うようにするなど、総務課のチェック体制の強化については進めてきたところであり、今後はさらに結果についても速やかに写しの提出を求めるようにするということです。

また、例規改正等の案件については、係は違うものの同じ総務課内で所管している例規等審査会がございますので、そちらでもチェックを行うようにしたいと考えております。

日野委員長

わかりました。

他にご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

新村委員

当初の計画に変更が生じたときは、得てしてヒューマンエラーが起こりやすくなります。

再発防止のためには、当初の予定に何か変更があった場合には速やかに工程表の修正を行い、変更点を確認する仕組みを組み込んでおくのが良いと思います。

変更があった場合にはヒューマンエラーが起こる可能性が高いということを、良く認識しておくべきです。

日野委員長

ありがとうございます。ただ今のご指摘は、非常に重要な視点だと思います。

他にご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長

それでは、当委員会のコメントとしては、本部会において付された「適用除外とする旨の公表を速やかに行うべきだった」という点に加えて、「再発防止策を講じるよう求める」ということを明記したいと思いません。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

>異議なし

日野委員長

ありがとうございます。

具体的な文面については、委員長一任とさせていただきたいと思いません。

>異議なし

日野委員長            それでは、議題2の案件につきまして、委員の皆様から他にご意見・ご質問等はありませんか。

>特になし

日野委員長            それでは、議題2につきましては、資料No.4について先ほどのコメントを付させていただき、その他の案件の手続については「適切である。」とさせていただきます。

○議題3            令和5年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（菅原）        【資料No.9 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長            ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長            それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）        【資料No.10 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長            ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長            それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）        【資料No.11 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長            ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長            それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原） 【資料No.12 四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

事務局（菅原） 本案件につきましては、新村委員より事前に「回数券によってプリペイド（事前支払）された残額に対する必要対応の有無について」ご質問をいただいておりますので、ご説明させていただきます。  
担当課に聴き取りを行いましたところ、残額の払い戻しについては現在検討中であり、まだ決まっていないとのことです。  
なお、回数券は今年の3月まで販売し、8月頃に予定している新紙幣の使用開始に伴う機械の入れ替えが完了するまでは、引き続き使用可能であるとのことでした。

総務課長 残額の扱いについての指摘は内部でもあり、担当課からは利用者への周知を早めに行っていくとの説明がありました。

回数券は一口11回分ですが、3月に販売終了し十分な周知を行っていけば、8月頃までには概ね使い切れるのではないかと想定しているとのことです。

日野委員長 ご説明ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明を踏まえ、本案件につきましては、手続としては、適切であると考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長 それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原） 【資料No.13 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長            それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）        【資料No.14 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長            ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長            本案件は消防本部予防課が担当課であるとのことですが、どのような手数料のどのような改正によるものでしょうか。

事務局（菅原）        本案件につきましては、消防法に基づく許可の審査にかかる手数料を増額するものでございまして、浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化されたことから、許可において確認すべき事項が増加し、審査時間が増加していること、及び、物価及び消費税率が上昇していること、の2点が理由として挙げられています。

日野委員長            四街道市内に該当する施設はあるのですか。

総務課長                本市には、該当する施設はございません。  
近隣では、市原市などに該当施設があると伺っております。

日野委員長            ご説明ありがとうございます。

                              ただ今の事務局の説明を踏まえ、本案件につきましては、手続としては、適切であると考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長            それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題4                令和6年度 市民参加手続の実施予定の評価

事務局（菅原）        【資料No.15 四街道市文化センター改修工事計画の策定】の概要説明

事務局（菅原）        本案件につきましては、新村委員より事前に「文化センターの改修完工時期とユニバーサルデザインの決定時期について」ご質問をいただいておりますので、ご説明させていただきます。



担当課に聴き取りを行いましたところ、ユニバーサルデザインを含む設計については、令和7年の3月までに完了する予定とのことであり、その後の工事につきましては、令和7年度末頃から着工し、令和9年3月末までに完成することを予定している、とのことでした。

日野委員長           ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

新村委員             行政活動に係る意思決定が行われる前に市民参加手続が行われる予定となっているのであれば、問題無いと思います。

日野委員長           予定している市民参加手続では、ユニバーサルデザインに関する内容も含めて意見が交わされるということによろしいでしょうか。

事務局（菅原）      担当課としては、例えば車いすの方の動線など、これまでも普段文化センターを利用される方々から様々なご意見をいただいているところであり、市民参加手続においてはそのような皆様に改めてご意見をいただき、多くの方にとって使いやすい施設にしていきたい、とのことでした。

日野委員長           わかりました。  
委員の皆様から他にご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長           それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）      【資料No.16 四街道市自転車ネットワーク計画・自転車活用推進計画の策定】の概要説明

日野委員長           ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長           それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

6. その他

日野委員長           最後に、その他として事務局から何かありますか。

総務課長           【資料に基づき、近隣自治体の市民参加手続の状況について説明】

各委員から、以下のような意見が述べられた。

- ・市民等の興味関心のある分野と無い分野で意見提出数に差が出てくるという点で、パブリックコメントには限界があり、必ずしも件数では測れないと思う。
- ・ワークショップ型の市民参加手続ではかなり多くの意見提出が見込めるので、今後も積極的に活用すると良い。
- ・折々の場面において適切に意見を吸い上げられているためにパブリックコメントでの意見が少ないという面もあるのではないかと。プロセスにおいて十分に様々な取り組みが尽くされているか否かということの評価していくのが良いと思う。
- ・他の手続で意見が出ているからパブリックコメントで意見が無くても良いと言うことであれば、パブリックコメントの意義が無い。パブリックコメントは行政活動実施前の最後の意見の吸い上げであり非常に重要な手続であるので、今後もパブリックコメントの意見提出数向上には注力していただきたい。
- ・市民参加条例に基づく手続に限らず、普段から市民が市に対して意見を述べやすい環境を作っていくことで、パブリックコメントに対する意識も変わってくるのではないかと。
- ・市民参加の活性化のためには、市民参加手続の対象となっている行政活動の内容や市民参加のチャンネルについて、十分な情報発信を行っていただきたい。
- ・駅の掲示板なども活用すると、多くの方の目に触れて良いのではないかと。
- ・パブリックコメントの意見が少ない原因として、現状に不満がある方が少ないのか、意見を伺うための市の努力が足りないのか、判断が難しいが、事務局の説明を聞く限り市としては努力されていると思う。
- ・市民参加手続で意見が反映された結果改善した部分など、良い成果が見える化していくことで、市民の意見も変わっていくのではないかと。

日野委員長           その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

>特になし

日野委員長           それでは、事務局へお返しいたします。

○閉会

事務局                    それでは令和5年度第2回四街道市市民参加推進評価委員会を終了し  
(服部補佐)                ます。

>ありがとうございました。